

◎新潟県選挙管理委員会告示第101号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第5号ただし書の規定により、新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成24年11月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明